平成29年浄化槽設備士試験合格者公告

浄化槽設備士に関する省令（昭和59年建設省令第17号、最終改正平成27年国土交通省令第82号）第11条の規定により、平成29年浄化槽設備士試験合格者の受験番号を、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

公益財団法人　日本環境整備教育センター
理事長　廣瀬　省

試験地　宮城県

10002	10005	10006	10011	10013
10014	10016	10018	10020	10023
10025	10026	10028	10031	10034
10036	10037	10038	10040	10042
10049	10053	10055	10058	10062
10066	10071	10075	10081	10085
10090	10094	10096	10097	10098
10099	10104	10106	10112	10113
10120	10122	10125	10126	10127
10130	10133	10135	10140	10142
10143	10144	10145	10147	10150
10157	10159	10162	10165	10167

試験地　東京都

20001	20004	20006	20008	20009
20010	20011	20012	20016	20022
20026	20028	20029	20030	20032
20034	20035	20036	20037	20042
20043	20045	20049	20052	20054
20059	20061	20066	20073	20077
20078	20089	20091	20092	20093
20097	20109	20110	20118	20119
20120	20124	20128	20129	20134
20136	20137	20139	20147	20151
20154	20155	20157	20165	20166
20171	20173	20177	20181	20182
20185	20186	20192	20193	20194
20203	20210	20211	20217	20219
20220	20236	20239	20241	20245

試験地　愛知県

30001	30002	30003	30004	30005
30009	30010	30012	30013	30015
30016	30017	30020	30021	30022
30023	30024	30026	30029	30030
30032	30035	30036	30037	30043
30044	30048	30053	30057	30058
30063	30070	30073	30076	30084
30087	30092	30097	30098	30102
30104	30111	30112	30118	30121
30125	30128	30139	30140	30141
30142	30143	30147		

試験地　大阪府

40002	40004	40007	40009	40010
40011	40013	40019	40024	40025
40028	40029	40035	40036	40037
40041	40042	40048	40049	40052
40054	40060	40065	40066	40069
40072	40080	40088	40090	40093
40094	40095	40097	40099	40104
40105	40109	40114	40116	40118
40119	40123	40124	40126	40127
40129	40131	40132	40134	40136
40137	40145	40148	40149	40151
40157	40160	40163	40164	40167
40169	40170	40175	40180	40183

試験地　福岡県

50008	50009	50010	50011	50013
50016	50017	50018	50022	50025
50030	50034	50035	50041	50044
50047	50048	50050	50054	50059
50061	50065	50067	50069	50079
50084	50085	50086	50088	50090
50094	50099	50101	50102	50105
50107	50109	50110	50111	50112
50114	50116	50121	50122	50123
50128	50133	50134	50141	50145
50147	50149	50151	50152	50153
50154	50155	50163	50167	50172
50176	50178	50180	50183	50189
50193	50197	50208	50218	50219
50231	50232	50234	50235	50241
50242	50247	50255	50257	50260
50261	50271			

裁決の公告

千葉県弁護士会が平成28年11月8日に告知した同会所属弁護士岡本吉平会員（登録番号40448）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成29年8月23日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消す旨裁決し、この裁決は平成29年8月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第3号の規定により公告する。

平成29年8月25日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成29年5月25日に告知した同会所属弁護士伊東章会員（登録番号12657）に対する懲戒処分（業務停止3月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成29年8月23日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を2月間停止する旨裁決し、この裁決は平成29年8月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第3号の規定により公告する。

平成29年8月25日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　東日本電機流通厚生年金基金

2．事務所の所在地　東京都文京区湯島3丁目21番4号三倉ビル5階

3．設立事業所の名称及び所在地　株式会社博信堂　北海道千歳市、株式会社東北日立　青森県青森市、株式会社インターセントラル　東京都千代田区、昱機電株式会社　宮城県仙台市、株式会社東北日立山形本部　山形県山形市、株式会社菱晃産業　群馬県前橋市、株式会社大宮電化　埼玉県大宮市、森田電機株式会社　埼玉県さいたま市、株式会社関東日立北関東支社　埼玉県さいたま市、株式会社ミズキ　神奈川県綾瀬市、昱工業株式会社　新潟県新潟市、株式会社関東日立山梨支社　山梨県甲府市、昱株式会社　東京都中央区、東実業株式会社　東京都中央区、アキラプロダクツ株式会社　東京都中央区、昱耕機株式会社　愛知県名古屋市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第2項による。

5．解散認可年月日　平成29年9月1日

平成29年9月12日

東京都文京区湯島3丁目21番4号三倉ビル5階

東日本電機流通厚生年金基金
理事長　若林　邦彦

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第2項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　谷岡　彰彦

2．住所　東京都文京区湯島3丁目21番4号三倉ビル5階

平成29年9月12日

東京都文京区湯島3丁目21番4号三倉ビル5階

東日本電機流通厚生年金基金
理事長　若林　邦彦